

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月27日

【四半期会計期間】 第239期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社十六銀行

【英訳名】 The Juroku Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 村 瀬 幸 雄

【本店の所在の場所】 岐阜市神田町8丁目26番地

【電話番号】 058(265)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 秋 葉 和 人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目1番10号
株式会社十六銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3242)1716

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 三 輪 誠 司

【縦覧に供する場所】 株式会社十六銀行 名古屋営業部
(名古屋市中区錦3丁目1番1号)
株式会社十六銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋本町4丁目1番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度 中間連結 会計期間	平成24年度 中間連結 会計期間	平成25年度 中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	68,315	59,065	56,302	128,254	115,800
連結経常利益	百万円	14,284	8,042	11,552	23,620	13,609
連結中間純利益	百万円	9,213	20,764	10,247		
連結当期純利益	百万円				11,941	23,181
連結中間包括利益	百万円	10,659	18,291	13,016		
連結包括利益	百万円				27,094	45,524
連結純資産額	百万円	267,720	287,514	322,580	282,843	313,373
連結総資産額	百万円	5,337,549	5,355,886	5,739,532	5,488,038	5,667,799
1株当たり純資産額	円	578.46	659.64	757.28	616.56	726.46
1株当たり中間純利益金額	円	24.64	55.39	27.12		
1株当たり当期純利益金額	円				31.94	61.70
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	19.54	54.76	23.59		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				25.87	55.96
自己資本比率	%	4.0	4.9	5.2	4.1	5.1
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	39,397	23,911	52,287	106,235	193,857
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	45,925	61,102	173,726	142,721	25,439
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,411	15,653	9,391	21,724	17,026
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	174,991	147,262	197,207	125,734	328,029
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,768 [1,232]	3,638 [1,155]	3,584 [984]	3,689 [1,187]	3,565 [1,082]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「(1株当たり情報)」に記載しております。

3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第237期中	第238期中	第239期中	第237期	第238期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	45,867	41,361	44,147	85,954	85,757
経常利益	百万円	9,946	6,967	10,042	16,405	10,910
中間純利益	百万円	6,107	21,641	7,805		
当期純利益	百万円				8,494	23,802
資本金	百万円	36,839	36,839	36,839	36,839	36,839
発行済株式総数						
(普通株式)	千株	379,241	379,241	379,241	379,241	379,241
(第1種優先株式)			20,000	20,000		20,000
純資産額	百万円	211,970	261,760	295,485	224,782	286,408
総資産額	百万円	4,565,323	5,302,941	5,689,422	4,764,683	5,613,643
預金残高	百万円	4,144,232	4,788,625	5,054,860	4,281,148	5,014,975
貸出金残高	百万円	3,108,307	3,650,157	3,662,255	3,304,083	3,657,358
有価証券残高	百万円	1,182,870	1,383,939	1,673,540	1,264,497	1,470,967
1株当たり純資産額	円	559.49	646.70	736.87	593.33	712.68
1株当たり中間純利益金額	円	16.12	57.02	20.59		
1株当たり当期純利益金額	円				22.42	62.96
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円		56.37	17.97		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円					57.13
1株当たり配当額						
(普通株式)	円	3.50	3.50	3.50	7.00	7.00
(第1種優先株式)			3.00	5.50		6.00
自己資本比率	%	4.6	4.9	5.1	4.7	5.1
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,727 [908]	3,222 [857]	3,163 [830]	2,674 [869]	3,152 [858]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 第237期中(平成23年9月)の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」及び第237期(平成24年3月)の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式がないので記載しておりません。
3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(リース業)

平成25年4月1日付で、連結子会社である十六リース株式会社と十六キャピタル株式会社は、十六リース株式会社を存続会社として、合併しております。

(その他)

平成25年6月28日付で、株式会社十六総合研究所を新規設立し、連結子会社としております。

この結果、平成25年9月30日現在では、当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社8社等により構成されることとなりました。

なお、上記関係会社の異動に伴い、報告セグメントとして記載する事業セグメントの区分を一部変更しております。詳細は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「(セグメント情報等)」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、安倍政権による経済政策「アベノミクス」のうち、「大胆な金融政策」による円安・株高効果と「機動的な財政政策」による公共投資の増加等を背景に、回復過程をたどりました。個人消費が回復傾向にあるなか、企業収益も改善を続けております。

当行の主要な営業基盤である岐阜・愛知両県におきましても、輸出型の大手企業を中心に円安効果を受けて業績が改善しました。

こうした状況のなかで、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、次のとおりとなりました。なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントとして記載する事業セグメントの区分を一部変更しており、当第2四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

預金等(譲渡性預金を含む)につきましては、キャンペーン等の各種営業施策を通じ、低コストかつ長期安定的な資金の調達に努めました。この結果、当第2四半期連結会計期間末の預金等残高は、前連結会計年度末比223億60百万円増加し5兆1,551億68百万円となりました。

貸出金につきましては、地元企業の資金需要に積極的にお応えするとともに、住宅ローンを中心とする個人向け融資や地方公共団体向け融資の取扱いに努めました。この結果、当第2四半期連結会計期間末の貸出金残高は、前連結会計年度末比17億52百万円増加し3兆6,484億84百万円となりました。

有価証券につきましては、国債、地方債等の引受、購入のほか、相場環境を注視しつつ、資金の効率的運用のための債券等の売買を行いました。この結果、当第2四半期連結会計期間末の有価証券残高は、前連結会計年度末比2,000億74百万円増加し1兆6,720億58百万円となりました。

損益状況では、銀行業におきましては、経常収益は、貸出金利息の減少を主因として資金運用収益が減少したことなどから、前年同期比25億21百万円減少し441億47百万円となりました。経常費用は、与信関係費用が増加したものの、有価証券関係損失が減少したことなどから、前年同期比62億9百万円減少し340億91百万円となりました。この結果、セグメント利益(経常利益)は前年同期比36億87百万円増加し100億55百万円となりました。

リース業におきましては、様々な顧客ニーズにお応えし積極的な営業展開をいたしました結果、経常収益は前年同期比22億52百万円増加し126億23百万円、経常費用は前年同期比2億43百万円減少し93億70百万円となり、セグメント利益(経常利益)は前年同期比24億96百万円増加し32億53百万円となりました。

クレジットカード業、信用保証業等のその他におきましては、経常収益は前年同期比74百万円減少し27億5百万円、経常費用は前年同期比1億42百万円増加し19億96百万円となり、セグメント利益(経常利益)は前年同期比2億17百万円減少し7億8百万円となりました。

この結果、グループ全体での当第2四半期連結累計期間の経常収益は前年同期比27億63百万円減少し563億2百万円、経常費用は前年同期比62億74百万円減少し447億49百万円となり、経常利益は前年同期比35億10百万円増加し115億52百万円となりました。

なお、当第2四半期連結累計期間において、連結子会社3社の普通株式を追加取得したことに伴い負ののれん発生益を24億54百万円計上したものの、前年同期の株式会社岐阜銀行との合併に伴う一時的な利益計上の反動減から、中間純利益は、前年同期比105億17百万円減少し102億47百万円となりました。

今後におきましても、「第12次中期経営計画～輝かしい明日へのテイクオフ～」(平成23年4月～平成26年3月)の施策に基づき、収益力の増強に向けた取組みを一層強化してまいります。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は前年同期比1,716百万円減少し31,272百万円、役務取引等収支は前年同期比351百万円増加し5,201百万円、その他業務収支は前年同期比637百万円増加し1,750百万円となりました。

国内業務部門につきましては、資金運用収支は前年同期比1,959百万円減少し30,228百万円、役務取引等収支は前年同期比357百万円増加し5,095百万円、その他業務収支は前年同期比1,029百万円増加し1,320百万円となりました。

国際業務部門につきましては、資金運用収支は前年同期比244百万円増加し1,044百万円、役務取引等収支は前年同期比6百万円減少し105百万円、その他業務収支は前年同期比392百万円減少し429百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	32,187	800		32,988
	当第2四半期連結累計期間	30,228	1,044		31,272
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	35,296	981	22	36,254
	当第2四半期連結累計期間	32,952	1,207	36	34,123
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	3,109	180	22	3,266
	当第2四半期連結累計期間	2,724	163	36	2,851
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	4,738	111		4,850
	当第2四半期連結累計期間	5,095	105		5,201
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	7,553	150		7,703
	当第2四半期連結累計期間	7,882	148		8,030
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,814	38		2,853
	当第2四半期連結累計期間	2,786	42		2,829
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	291	821		1,113
	当第2四半期連結累計期間	1,320	429		1,750
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	11,143	828	11	11,960
	当第2四半期連結累計期間	10,688	591		11,279
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	10,851	7	11	10,847
	当第2四半期連結累計期間	9,367	162		9,529

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の円建取引であります。

「国際業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の外貨建取引(含むユーロ円建取引)であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門との間における取引額等であります。

3 国内業務部門の資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間6百万円、当第2四半期連結累計期間5百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門につきましては、役務取引等収益は前年同期比329百万円増加し7,882百万円となり、役務取引等費用は前年同期比28百万円減少し2,786百万円となりました。

国際業務部門につきましては、役務取引等収益は前年同期比2百万円減少し148百万円となり、役務取引等費用は前年同期比4百万円増加し42百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	7,553	150		7,703
	当第2四半期連結累計期間	7,882	148		8,030
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	855			855
	当第2四半期連結累計期間	907			907
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	2,001	127		2,129
	当第2四半期連結累計期間	1,953	122		2,075
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	869			869
	当第2四半期連結累計期間	1,203			1,203
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	180			180
	当第2四半期連結累計期間	131			131
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	3			3
	当第2四半期連結累計期間	10			10
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	570	22		592
	当第2四半期連結累計期間	590	25		616
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結累計期間	1,062			1,062
	当第2四半期連結累計期間	1,118			1,118
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,814	38		2,853
	当第2四半期連結累計期間	2,786	42		2,829
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	428	34		462
	当第2四半期連結累計期間	419	37		456

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の円建取引であります。

「国際業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の外貨建取引(含むユーロ円建取引)であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門との間における取引額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	4,742,262	35,756		4,778,019
	当第2四半期連結会計期間	5,009,082	30,473		5,039,556
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	2,237,472			2,237,472
	当第2四半期連結会計期間	2,369,359			2,369,359
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,473,509			2,473,509
	当第2四半期連結会計期間	2,582,781			2,582,781
うちその他	前第2四半期連結会計期間	31,281	35,756		67,038
	当第2四半期連結会計期間	56,941	30,473		87,415
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	49,048			49,048
	当第2四半期連結会計期間	115,612			115,612
総合計	前第2四半期連結会計期間	4,791,310	35,756		4,827,067
	当第2四半期連結会計期間	5,124,694	30,473		5,155,168

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の円建取引であります。
「国際業務部門」とは、当行の国内店及び連結子会社の外貨建取引(含むユーロ円建取引)であります。
ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門との間における取引額であります。
- 3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 4 定期性預金 = 定期預金

貸出金残高の状況

業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,639,026	100.00	3,648,484	100.00
製造業	650,436	17.87	676,789	18.55
農業、林業	5,950	0.16	5,583	0.15
漁業	633	0.02	499	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	4,875	0.13	4,325	0.12
建設業	151,816	4.17	148,547	4.07
電気・ガス・熱供給・水道業	41,228	1.13	41,125	1.13
情報通信業	24,623	0.68	23,890	0.65
運輸業、郵便業	110,125	3.03	105,919	2.90
卸売業、小売業	388,687	10.68	374,617	10.27
金融業、保険業	135,429	3.72	139,706	3.83
不動産業、物品賃貸業	489,462	13.45	470,300	12.89
学術研究、専門・技術サービス業	22,280	0.61	22,469	0.62
宿泊業	28,403	0.78	25,647	0.70
飲食業	25,755	0.71	23,173	0.64
生活関連サービス業、娯楽業	64,750	1.78	60,116	1.65
教育、学習支援業	8,260	0.23	6,890	0.19
医療・福祉	95,303	2.62	100,387	2.75
その他のサービス	35,623	0.98	32,477	0.89
地方公共団体	291,445	8.01	280,389	7.69
その他	1,063,938	29.24	1,105,633	30.30
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	3,639,026		3,648,484	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が増加したことなどから前年同期比761億98百万円増加し522億87百万円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が増加したことなどから前年同期比2,348億28百万円減少し1,737億26百万円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還による支出が減少したことなどから前年同期比62億62百万円増加し93億91百万円となりました。この結果、現金及び現金同等物の当四半期末(中間期末)残高は、当第2四半期連結累計期間中に1,308億22百万円減少し1,972億7百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び連結子会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 主要な設備

新設、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

売却

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	前連結会計年度末 帳簿価額(百万円)	完了年月
当行	旧岐阜銀行 瑞浪支店	岐阜県 瑞浪市	売却	銀行業	土地	15	平成25年7月
	旧岐阜銀行 融資センター	岐阜県 岐阜市	売却	銀行業	土地 建物	41	平成25年7月
	旧羽島支店 駐車場	岐阜県 羽島市	売却	銀行業	土地	19	平成25年8月
	旧岐阜銀行 大垣支店	岐阜県 大垣市	売却	銀行業	土地 建物	40	平成25年9月
	旧各務原 支店	岐阜県 各務原市	売却	銀行業	土地 建物	70	平成25年9月

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変動があったものは、次のとおりであります。

(イ) 新設等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	岡崎支店	愛知県 岡崎市	新築 移転	銀行業	店舗	260	0	自己資金	平成25年9月	平成26年3月

(ロ) 売却

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	前連結会計年度末 帳簿価額(百万円)	売却の予定時期
当行	旧岐阜銀行 恵那支店	岐阜県 恵那市	売却	銀行業	土地	15	平成25年10月
	旧岐阜銀行 中津川支店	岐阜県 中津川市	売却	銀行業	土地	17	平成25年10月

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	32,267	35,096	2,829
経費(除く臨時処理分)	25,643	26,481	838
人件費	13,292	14,642	1,350
物件費	10,960	10,534	426
税金	1,389	1,303	86
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	6,624	8,738	2,114
のれん償却額		122	122
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,624	8,615	1,991
一般貸倒引当金繰入額		594	594
業務純益	6,624	9,209	2,585
うち債券関係損益	570	65	635
金銭の信託運用見合費用	3	5	2
臨時損益	346	837	491
株式等関係損益	252	1,477	1,729
不良債権処理額	447	1,725	1,278
貸出金償却	1		1
個別貸倒引当金繰入額		1,457	1,457
パルクセール売却損	226	12	214
その他	219	256	37
貸倒引当金戻入益	279		279
償却債権取立益	9	1	8
その他臨時損益	756	1,084	328
経常利益	6,967	10,042	3,075
特別損益	3,885	68	3,953
抱合せ株式消滅差益	2,163		2,163
負ののれん発生益	2,127		2,127
固定資産処分損益	155	9	164
減損損失	249	78	171
税引前中間純利益	10,852	9,973	879
法人税、住民税及び事業税	419	669	250
法人税等調整額	11,208	1,499	12,707
法人税等合計	10,788	2,168	12,956
中間純利益	21,641	7,805	13,836

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、経費の臨時処理分を加えたものであります。
5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.40	1.25	0.15
(イ) 貸出金利回	1.53	1.45	0.08
(ロ) 有価証券利回	1.08	0.92	0.16
(2) 資金調達原価	1.25	1.11	0.14
(イ) 預金等利回	0.10	0.09	0.01
(ロ) 外部負債利回	0.74	1.22	0.48
(3) 総資金利鞘	0.15	0.14	0.01

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分を除いております。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5.43	5.99	0.56
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	5.43	5.90	0.47
業務純益ベース	5.43	6.31	0.88
中間純利益ベース	17.74	5.35	12.39

(注) 1 $ROE = \frac{\text{業務純益(中間純利益)}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times \frac{365}{\text{期中日数}} \times 100$

2 自己資本 = 純資産の部合計 - 新株予約権

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	4,788,625	5,054,860	266,235
預金(平残)	4,261,860	4,957,212	695,352
貸出金(末残)	3,650,157	3,662,255	12,098
貸出金(平残)	3,279,602	3,566,933	287,331

(2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	3,354,525	3,437,021	82,496
法人その他	1,434,099	1,617,839	183,740
計	4,788,625	5,054,860	266,235

(注) 1 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

2 「法人その他」とは、法人、公金、金融機関の合計であります。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	1,120,477	1,163,146	42,669
その他ローン残高	28,574	26,564	2,010
計	1,149,051	1,189,710	40,659

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	2,710,179	2,743,091	32,912
総貸出金残高	百万円	3,650,157	3,662,255	12,098
中小企業等貸出金比率	/ %	74.24	74.90	0.66
中小企業等貸出先件数	件	151,428	148,412	3,016
総貸出先件数	件	152,106	148,972	3,134
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.55	99.62	0.07

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	825	4,664	751	7,026
保証	948	17,155	917	15,936
計	1,773	21,820	1,668	22,963

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	36,839	36,839
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	47,815	47,815
	利益剰余金	147,755	157,700
	自己株式()	1,509	1,527
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	1,368	1,417
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		11
	連結子法人等の少数株主持分	20,784	19,151
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()	4,465	4,220
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	計 (A)	245,852	254,352
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	10,039	10,028
	一般貸倒引当金	10,978	9,825
	負債性資本調達手段等	39,000	31,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	39,000	31,000
	計	60,018	50,853
	うち自己資本への算入額 (B)	60,018	50,853
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,461	1,786
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	304,408	303,419
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,526,524	2,524,629
	オフ・バランス取引等項目	36,699	24,459
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,563,224	2,549,089
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	159,299	154,795
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	12,743	12,383
	計(E) + (F) (H)	2,722,523	2,703,884
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.18	11.22
(参考)Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.03	9.40

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	36,839	36,839
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	27,817	47,815
	その他資本剰余金	19,998	0
	利益準備金	20,154	20,154
	その他利益剰余金	122,834	130,081
	その他		
	自己株式()	1,509	1,527
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	1,368	1,417
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		11
	営業権相当額()		
	のれん相当額()	4,465	4,220
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
計 (A)	220,301	227,737	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	10,039	10,028
	一般貸倒引当金	9,163	8,417
	負債性資本調達手段等	39,000	31,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	39,000	31,000
	計	58,203	49,445
	うち自己資本への算入額 (B)	58,203	49,445
控除項目	控除項目(注4) (C)	460	788
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	278,044	276,394
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,479,587	2,479,846
	オフ・バランス取引等項目	35,933	23,809
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,515,521	2,503,656
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	145,468	141,017
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	11,637	11,281
	計(E) + (F) (H)	2,660,989	2,644,673
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.44	10.45
(参考)Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		8.27	8.61

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
- 2 危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
- 3 要管理債権
要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
- 4 正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	222	179
危険債権	1,084	1,086
要管理債権	144	127
正常債権	35,768	35,882

(注) 債権のうち、外国為替、未収利息及び仮払金については、資産の自己査定基準に基づき、債務者区分を行っているものを対象としております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
第1種優先株式	20,000,000
計	460,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	379,241,348	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数1,000株
第1種優先株式	20,000,000	同左		単元株式数1,000株(注)
計	399,241,348	同左		

(注) 提出日現在第1種優先株式の普通株式への転換はありません。

第1種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

金銭による剰余金の配当を行うときは、第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき年11円の金銭による剰余金の配当(以下、かかる配当を「第1種優先配当」といい、これにより支払われる金銭を「第1種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中の基準日より、第1種優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。ただし、平成25年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする第1種優先配当に係る第1種優先配当金額は、11円に平成24年9月18日(同日を含む。)から平成25年3月31日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。

非累積条項

ある事業年度中の基準日に基づき、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭による剰余金の配当(以下、かかる配当により支払われる金銭を「第1種優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき1,000円を支払う。

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 株式の併合または分割、新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

第1種優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 株式を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、当行に対し、下記に定める第1種優先株式の取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、第1種優先株主が有する第1種優先株式を当行が取得するのと引換えに、下記に定める算定方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

取得請求期間

平成26年10月1日から平成34年9月30日までとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数またはその算定方法

(イ) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する当行の普通株式数は、以下のとおりとする。この場合において、交付する当行の普通株式数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭の交付は行わない。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が取得を請求した第1種優先株式の数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

(ロ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成26年10月1日(以下「取得価額決定日」という。)における普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(取得価額決定日)」という。)とする。ただし、当初取得価額が平成24年9月18日の普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(発行日)」という。)の80%(ただし、下記(二)に定める調整を受けるものとし、以下「下限当初取得価額」という。)を下回る場合には、下限当初取得価額をもって当初取得価額とする。

「普通株式1株当たり時価(取得価額決定日)」とは、取得価額決定日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所(その承継人を含み、当行の普通株式が東京証券取引所に上場していない場合は、当行の普通株式を上場している他の金融商品取引所(複数ある場合は、当行の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所)をいう。以下同じ。)における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。なお、上記30取引日の間に、下記(二)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記(二)の規定に準じて調整される。

「普通株式1株当たり時価(発行日)」とは、発行日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。なお、上記30取引日の間に、下記(二)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記(二)の規定に準じて調整される。

(ハ) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日および10月1日(以下「取得価額修正日」と総称する。)に、その時点における普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)(以下「修正後取得価額」という。)に修正される。ただし、かかる金額を算出した結果、修正後取得価額が当初取得価額の80%(ただし、下記(二)に定める調整を受けるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とし、取得価額が当初取得価額の200%(ただし、下記(二)に定める調整を受けるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、上限取得価額をもって修正後取得価額とする。

「普通株式1株当たり時価(取得価額修正日)」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。なお、上記30取引日の間に、下記(二)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記(二)の規定に準じて調整される。

(二) 取得価額等の調整

取得価額、下限取得価額および上限取得価額(以下「取得価額等」という。)は、取得価額決定日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、その他一定の場合には次に定める算式により調整されるほか、合併等により取得価額等の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

$$\text{調整後取得価額等} = \text{調整前取得価額等} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規交付の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規交付の普通株式数}}$$

なお、上記において、「時価」とは、調整後取得価額等の適用の基準となる日(以下「取得価額調整基準日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。なお、上記30取引日の間に、上記に定める取得価額等の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該平均値は本(二)の規定に準じて調整される。

「既発行の普通株式数」には当行の自己株式の数は含まないものとし、「新規交付の普通株式数」には処分される自己株式の数を含むものとする。

(ホ) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 取得請求の効力発生

取得請求に要する書類が取得請求受付場所に到着したときに、当行は当該取得請求に係る第1種優先株式を取得し、当該取得請求をした第1種優先株主は、当行がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項の内容

当行は、平成29年10月1日以降いつでも、取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、第1種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当行は、第1種優先株式を取得すると引換えに、第1種優先株主に対して下記に定める額(以下「償還金額」という。)の金銭を交付する。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得価額

「償還金額」とは、第1種優先株式1株につき、次に掲げる金額のいずれか高い金額とする。

(イ) 1,000円を強制償還日における(5)に定める取得価額で除した数に、強制償還日の普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(強制償還日)」という。)を乗じて算出した金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)

(ロ) 1,000円に、第1種未払経過利息を加えた金額

「普通株式1株当たり時価(強制償還日)」とは、強制償還日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。なお、上記30取引日の間に、上記(5)(二)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は同(二)の規定に準じて調整される。

「第1種未払経過利息」とは、強制償還日が属する事業年度の末日を基準日とする第1種優先配当に係る第1種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該強制償還日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)をいう。ただし、当該強制償還日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第1種優先株式について、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもってその全部を取得し、これと引換えに当該第1種優先株式の第1種優先株主に対して当行の普通株式を交付する。この場合、第1種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、1,000円を、一斉取得日における普通株式1株当たり時価(以下「普通株式1株当たり時価(一斉取得日)」という。)で除して得られる数とする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

「普通株式1株当たり時価(一斉取得日)」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をいう。ただし、かかる金額を算出した結果、普通株式1株当たり時価(一斉取得日)が下限取得価額を下回る場合には、下限取得価額をもって普通株式1株当たり時価(一斉取得日)とし、普通株式1株当たり時価(一斉取得日)が上限取得価額を上回る場合には、上限取得価額をもって普通株式1株当たり時価(一斉取得日)とする。なお、上記30取引日の間に、上記(5)(二)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は同(二)の規定に準じて調整される。

(8) 除斥期間

当行定款第41条の規定は、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

第1種優先株式は、剰余金の配当および残余財産の分配について普通株式に優先すること等から、一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式としております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月27日
新株予約権の数	1,262個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	126,200株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年7月24日～平成55年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格366円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当後、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行の取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

4 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日		399,241		36,839		47,815

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	40,718	10.19
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	23,250	5.82
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	12,338	3.09
十六銀行従業員持株会	岐阜市神田町8丁目26番地	11,014	2.75
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	10,420	2.61
フジパングループ本社株式会社	名古屋市瑞穂区松園町1丁目50番地	9,597	2.40
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	9,256	2.31
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,822	1.45
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	5,602	1.40
セイノーホールディングス 株式会社	岐阜県大垣市田口町1	5,595	1.40
計		133,616	33.46

所有議決権数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	23,250	6.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	20,718	5.61
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	12,338	3.34
十六銀行従業員持株会	岐阜市神田町8丁目26番地	11,014	2.98
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	10,420	2.82
フジパングループ本社株式会社	名古屋市瑞穂区松園町1丁目50番地	9,597	2.59
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	9,256	2.50
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,822	1.57
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	5,602	1.51
セイノーホールディングス 株式会社	岐阜県大垣市田口町1	5,595	1.51
計		113,612	30.76

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 20,000,000		「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,547,000		単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 369,298,000	369,298	同上
単元未満株式	普通株式 4,396,348		
発行済株式総数	399,241,348		
総株主の議決権		369,298	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が25,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が25個含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社十六銀行	岐阜市神田町 8丁目26番地	5,547,000		5,547,000	1.38
計		5,547,000		5,547,000	1.38

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

- (1) 新任役員
該当事項はありません。
- (2) 退任役員
該当事項はありません。
- (3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役頭取 (代表取締役)	専務取締役 (代表取締役)	村 瀬 幸 雄	平成25年9月26日
専務取締役 (代表取締役)	常務取締役	堀 聡 郎	平成25年9月26日
常務取締役	常務取締役事務部長	池 田 直 樹	平成25年9月26日
取締役顧問	取締役頭取 (代表取締役)	堀 江 博 海	平成25年9月26日
取締役事務部長	取締役人事部長	森 健 二	平成25年9月26日

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	328,715	199,265
コールローン及び買入手形	60,000	60,000
商品有価証券	1,230	4,170
金銭の信託	10,620	10,601
有価証券	1, 7, 13 1,471,984	1, 7, 13 1,672,058
	2, 3, 4, 5, 6, 8	2, 3, 4, 5, 6, 8
貸出金	3,646,732	3,648,484
外国為替	6 5,711	6 5,985
リース債権及びリース投資資産	2, 3, 4, 5, 7 40,563	2, 3, 4, 5, 7 41,553
その他資産	2, 3, 4, 5, 7 39,962	1, 2, 3, 4, 5, 7 37,353
有形固定資産	9, 10 66,017	9, 10 65,489
無形固定資産	10,532	9,671
繰延税金資産	3,360	1,025
支払承諾見返	25,733	25,613
貸倒引当金	43,364	41,739
資産の部合計	5,667,799	5,739,532
負債の部		
預金	7 5,001,048	7 5,039,556
譲渡性預金	131,760	115,612
コールマネー及び売渡手形	-	13,254
債券貸借取引受入担保金	7 48,915	7 68,422
借入金	7, 11 72,314	7, 11 61,232
外国為替	379	1,421
社債	12 10,000	12 10,000
その他負債	41,840	59,551
賞与引当金	1,688	1,699
役員賞与引当金	64	-
退職給付引当金	9,986	9,769
役員退職慰労引当金	431	5
睡眠預金払戻損失引当金	301	217
偶発損失引当金	1,232	1,324
繰延税金負債	36	587
再評価に係る繰延税金負債	9 8,691	9 8,682
支払承諾	25,733	25,613
負債の部合計	5,354,425	5,416,951
純資産の部		
資本金	36,839	36,839
資本剰余金	47,815	47,815

利益剰余金	148,804	157,700
自己株式	1,515	1,527
株主資本合計	231,943	240,828
その他有価証券評価差額金	45,996	48,671
土地再評価差額金	⁹ 13,618	⁹ 13,601
その他の包括利益累計額合計	59,615	62,273
新株予約権	-	11
少数株主持分	21,814	19,467
純資産の部合計	313,373	322,580
負債及び純資産の部合計	5,667,799	5,739,532

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	59,065	56,302
資金運用収益	36,254	34,123
(うち貸出金利息)	28,524	26,190
(うち有価証券利息配当金)	7,588	7,755
役務取引等収益	7,703	8,030
その他業務収益	11,960	11,279
その他経常収益	¹ 3,146	¹ 2,868
経常費用	51,023	44,749
資金調達費用	3,272	2,856
(うち預金利息)	2,620	2,317
役務取引等費用	2,853	2,829
その他業務費用	10,847	9,529
営業経費	32,183	28,275
その他経常費用	1,866	1,258
経常利益	8,042	11,552
特別利益	3,754	2,545
固定資産処分益	2	91
負ののれん発生益	3,670	2,454
持分変動利益	82	-
特別損失	474	185
固定資産処分損	172	82
減損損失	302	78
持分変動損失	-	24
税金等調整前中間純利益	11,321	13,912
法人税、住民税及び事業税	931	2,132
法人税等調整額	11,264	1,454
法人税等合計	10,332	3,586
少数株主損益調整前中間純利益	21,654	10,325
少数株主利益	889	77
中間純利益	20,764	10,247

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	21,654	10,325
その他の包括利益	3,363	2,691
その他有価証券評価差額金	3,363	2,691
中間包括利益	18,291	13,016
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	17,463	12,922
少数株主に係る中間包括利益	827	94

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	36,839	36,839
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	36,839	36,839
資本剰余金		
当期首残高	27,817	47,815
当中間期変動額		
合併による増加	20,000	-
自己株式の処分	1	0
当中間期変動額合計	19,998	0
当中間期末残高	47,815	47,815
利益剰余金		
当期首残高	128,185	148,804
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,308	1,368
中間純利益	20,764	10,247
土地再評価差額金の取崩	113	16
当中間期変動額合計	19,569	8,896
当中間期末残高	147,755	157,700
自己株式		
当期首残高	1,508	1,515
当中間期変動額		
自己株式の取得	4	12
自己株式の処分	3	0
当中間期変動額合計	1	12
当中間期末残高	1,509	1,527
株主資本合計		
当期首残高	191,333	231,943
当中間期変動額		
合併による増加	20,000	-
剰余金の配当	1,308	1,368
中間純利益	20,764	10,247
自己株式の取得	4	12
自己株式の処分	2	0
土地再評価差額金の取崩	113	16
当中間期変動額合計	39,567	8,884
当中間期末残高	230,900	240,828

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	25,377	45,996
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3,301	2,674
当中間期変動額合計	3,301	2,674
当中間期末残高	22,076	48,671
土地再評価差額金		
当期首残高	13,732	13,618
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	113	16
当中間期変動額合計	113	16
当中間期末残高	13,618	13,601
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	39,109	59,615
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3,414	2,657
当中間期変動額合計	3,414	2,657
当中間期末残高	35,695	62,273
新株予約権		
当期首残高	-	-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	-	11
当中間期変動額合計	-	11
当中間期末残高	-	11
少数株主持分		
当期首残高	52,400	21,814
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	31,481	2,346
当中間期変動額合計	31,481	2,346
当中間期末残高	20,918	19,467
純資産合計		
当期首残高	282,843	313,373
当中間期変動額		
合併による増加	20,000	-
剰余金の配当	1,308	1,368
中間純利益	20,764	10,247
自己株式の取得	4	12
自己株式の処分	2	0
土地再評価差額金の取崩	113	16
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	34,896	322
当中間期変動額合計	4,670	9,207
当中間期末残高	287,514	322,580

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	11,321	13,912
減価償却費	2,278	1,929
減損損失	302	78
のれん償却額	122	122
負ののれん発生益	3,670	2,454
持分変動損益(は益)	82	24
貸倒引当金の増減()	1,380	1,624
賞与引当金の増減額(は減少)	24	11
役員賞与引当金の増減額(は減少)	74	64
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,812	217
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	39	426
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	134	84
偶発損失引当金の増減()	100	92
資金運用収益	36,254	34,123
資金調達費用	3,272	2,856
有価証券関係損益()	384	1,543
金融派生商品未実現損益()	46	25
為替差損益(は益)	10	8
固定資産処分損益(は益)	170	8
商品有価証券の純増()減	1,860	2,940
金銭の信託の純増()減	2	18
貸出金の純増()減	83,118	1,752
預金の純増減()	103,004	38,508
譲渡性預金の純増減()	40,648	16,148
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	2,616	1,372
コールマネー等の純増減()	50,000	13,254
債券貸借取引受入担保金の純増減()	666	19,506
外国為替(資産)の純増()減	1,740	273
外国為替(負債)の純増減()	0	1,042
リース債権及びリース投資資産の純増()減	535	989
資金運用による収入	37,399	36,316
資金調達による支出	3,171	4,883
その他	4,961	5,784
小計	22,453	52,998
法人税等の支払額	1,548	723
法人税等の還付額	91	12
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,911	52,287

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	91,399	471,427
有価証券の売却による収入	67,323	78,002
有価証券の償還による収入	88,914	220,480
有形固定資産の取得による支出	1,291	1,049
無形固定資産の取得による支出	1,345	156
有形固定資産の売却による収入	44	480
無形固定資産の売却による収入	-	1
その他の支出	1,143	58
投資活動によるキャッシュ・フロー	61,102	173,726
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	8,000	-
劣後特約付借入金の返済による支出	-	8,000
劣後特約付社債の償還による支出	15,000	-
自己株式の取得による支出	4	12
自己株式の売却による収入	2	0
子会社の自己株式の取得による支出	6,999	-
配当金の支払額	1,308	1,368
少数株主への配当金の支払額	342	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,653	9,391
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	8
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	21,528	130,822
現金及び現金同等物の期首残高	125,734	328,029
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 147,262	¹ 197,207

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 8社

主要な会社名

十六ビジネスサービス株式会社、株式会社十六総合研究所、株式会社十六ディーシーカード、株式会社十六ジェーシービー、十六リース株式会社、十六コンピュータサービス株式会社、十六信用保証株式会社

(連結の範囲の変更)

株式会社十六総合研究所は、新規設立により当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。また、十六キャピタル株式会社は、十六リース株式会社を存続会社とする合併により子会社に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 4社

主要な会社名

投資事業有限責任組合 岐阜県 - 十六第2号

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 0社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社

主要な会社名

投資事業有限責任組合 岐阜県 - 十六第2号

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は全て9月末であり、中間連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年

その他：4年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、当行の方法に準じて各々予め定めている償却・引当基準に則り、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しており、同会計基準適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は114百万円(前中間連結会計期間は173百万円)増加しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(14) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当行は、平成25年6月27日開催の第238期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分362百万円については「その他負債」に含めて表示しております。

なお、連結子会社については従来どおり、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
出資金	940百万円	998百万円

2 貸出金(求償債権等を含む。以下 3、 4 同じ。)のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
破綻先債権額	3,928百万円	3,927百万円
延滞債権額	131,886百万円	125,142百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	1,039百万円	745百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
貸出条件緩和債権額	12,094百万円	11,998百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
合計額	148,949百万円	141,814百万円

なお、上記 2 から 5 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
	34,407百万円	27,490百万円

7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	138,951百万円	156,718百万円
リース債権及び リース投資資産	1,817百万円	1,361百万円
その他資産	76百万円	80百万円
計	140,845百万円	158,161百万円

担保資産に対応する債務

預金	112,101百万円	92,304百万円
債券貸借取引 受入担保金	48,915百万円	68,422百万円
借入金	16,460百万円	14,719百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物・オプション取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	81,884百万円	68,443百万円
その他資産	7百万円	7百万円

また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	2,284百万円	2,262百万円

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	1,387,611百万円	1,365,794百万円
うち原契約期間が 1年以内のもの (又は任意の時期に 無条件で取消可能 なもの)	1,377,321百万円	1,352,966百万円

上記融資未実行残高のうち総合口座取引に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
うち総合口座取引に 係る融資未実行残高	752,265百万円	740,351百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

- 10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	64,849百万円	62,332百万円

- 11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	29,000百万円	21,000百万円

- 12 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

- 13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	41,013百万円	36,795百万円

(中間連結損益計算書関係)

- 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
株式等売却益	1,361百万円	1,532百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計 期間末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	379,241			379,241	
第1種優先株式		20,000		20,000	(注) 1
合計	379,241	20,000		399,241	
自己株式					
普通株式	5,490	18	8	5,500	(注) 2、3
第1種優先株式					
合計	5,490	18	8	5,500	

(注) 1 第1種優先株式の発行済株式総数の増加20,000千株は、株式会社岐阜銀行との合併に伴う新株発行による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加18千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、単元未満株式の買増請求に伴い処分したことによる減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,325	3.50	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月12日 取締役会	普通株式	1,308	その他 利益剰余金	3.50	平成24年9月30日	平成24年12月10日
	第1種 優先株式	60	その他 利益剰余金	3.00	平成24年9月30日	平成24年12月10日

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計 期間末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	379,241			379,241	
第1種優先株式	20,000			20,000	
合計	399,241			399,241	
自己株式					
普通株式	5,516	32	1	5,547	(注) 1、2
第1種優先株式					
合計	5,516	32	1	5,547	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加32千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増請求に伴い処分したことによる減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権					11	
合計						11	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,308	3.50	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第1種 優先株式	60	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月14日 取締役会	普通株式	1,307	その他 利益剰余金	3.50	平成25年9月30日	平成25年12月10日
	第1種 優先株式	110	その他 利益剰余金	5.50	平成25年9月30日	平成25年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	148,007百万円	199,265百万円
日銀預け金以外の預け金	744百万円	2,058百万円
現金及び現金同等物	147,262百万円	197,207百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

支店建物であります。

リース資産の減価償却の方法

「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」中、「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	208	161	47
合計	208	161	47

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	205	172	32
合計	205	172	32

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	29	29
1年超	17	3
合計	47	32

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末(年度末)残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末(年度末)残高が有形固定資産の中間連結会計期間末(年度末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
支払リース料	16	14
減価償却費相当額	16	14

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
リース料債権部分	41,341	42,242
見積残存価額部分	965	1,098
受取利息相当額	4,341	4,338
合計	37,965	39,002

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の期末日後の回収予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	749	12,259
1年超2年以内	640	9,397
2年超3年以内	533	7,125
3年超4年以内	431	5,069
4年超5年以内	226	3,131
5年超	425	4,359

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	735	12,051
1年超2年以内	644	9,472
2年超3年以内	531	7,198
3年超4年以内	382	5,283
4年超5年以内	215	3,447
5年超	433	4,789

2 オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	193	191
1年超	1,988	1,892
合計	2,182	2,084

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	284	304
1年超	589	656
合計	874	960

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	328,715	328,715	
(2) コールローン及び買入手形	60,000	60,000	
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	1,230	1,230	
(4) 金銭の信託	10,620	10,620	
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	40,477	40,712	235
その他有価証券	1,418,908	1,418,908	
(6) 貸出金	3,646,732		
貸倒引当金(*1)	40,617		
	3,606,115	3,633,183	27,068
資産計	5,466,066	5,493,370	27,303
(1) 預金	5,001,048	5,005,511	4,463
(2) 譲渡性預金	131,760	131,760	
(3) 債券貸借取引受入担保金	48,915	48,915	
(4) 借入金	72,314	72,688	374
負債計	5,254,037	5,258,876	4,838
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(119)	(119)	
デリバティブ取引計	(119)	(119)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引の時価は、ヘッジ対象である預金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	199,265	199,265	
(2) コールローン及び買入手形	60,000	60,000	
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	4,170	4,170	
(4) 金銭の信託	10,601	10,601	
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	36,409	36,608	199
その他有価証券	1,623,401	1,623,401	
(6) 貸出金	3,648,484		
貸倒引当金(*1)	39,072		
	3,609,411	3,629,307	19,895
資産計	5,543,259	5,563,354	20,095
(1) 預金	5,039,556	5,043,139	3,583
(2) 譲渡性預金	115,612	115,612	
(3) 債券貸借取引受入担保金	68,422	68,422	
(4) 借入金	61,232	61,492	260
負債計	5,284,822	5,288,666	3,843
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	479	479	
デリバティブ取引計	479	479	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引の時価は、ヘッジ対象である預金の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、貸出債権証券化に伴い現金準備金として信託しているものについては、信託財産は普通預け金であることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所等の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該私募債の発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリー・レートに一定の管理コストを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、発行体の債務者区分が破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の自行保証付私募債については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリー・レートに一定の管理コストを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、固定金利によるもののうち、住宅ローン等の一部の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金については、商品及び期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、借入金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当行及び連結子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	8,307	8,384
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資金(*3)	4,290	3,862
合計	12,597	12,247

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (*2) 前連結会計年度において、非上場株式について31百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について22百万円減損処理を行っております。
- (*3) 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	債券	32,025	32,369	343
	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	32,025	32,369	343
	その他			
	小計	32,025	32,369	343
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	債券	8,452	8,343	108
	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	8,452	8,343	108
	その他			
	小計	8,452	8,343	108
合計		40,477	40,712	235

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	債券	28,352	28,637	284
	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	28,352	28,637	284
	その他			
	小計	28,352	28,637	284
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	債券	8,056	7,971	85
	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債	8,056	7,971	85
	その他			
	小計	8,056	7,971	85
合計		36,409	36,608	199

2 その他有価証券
前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	89,112	50,755	38,356
	債券	1,117,808	1,087,352	30,456
	国債	543,168	527,872	15,296
	地方債	306,532	297,331	9,201
	短期社債			
	社債	268,107	262,148	5,958
	その他	103,967	99,514	4,453
	小計	1,310,888	1,237,622	73,266
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	10,625	14,028	3,402
	債券	75,653	75,800	146
	国債	69,026	69,048	22
	地方債			
	短期社債			
	社債	6,627	6,751	124
	その他	21,740	22,111	371
	小計	108,019	111,940	3,920
合計		1,418,908	1,349,563	69,345

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	102,269	50,294	51,975
	債券	1,104,084	1,080,287	23,797
	国債	512,769	500,542	12,226
	地方債	299,862	292,895	6,966
	短期社債			
	社債	291,452	286,848	4,603
	その他	96,527	93,477	3,050
	小計	1,302,881	1,224,058	78,822
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	10,417	13,043	2,625
	債券	228,578	229,579	1,001
	国債	93,846	94,269	423
	地方債	64,752	65,203	451
	短期社債			
	社債	69,979	70,106	126
	その他	81,524	83,321	1,796
	小計	320,520	325,944	5,423
合計		1,623,401	1,550,002	73,398

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、246百万円(うち、株式144百万円、社債101百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、中間連結決算日(連結決算日)における時価の取得原価に対する下落率が30%以上の銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	4,620	4,620			

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	4,620	4,620			

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	70,103
その他有価証券	70,103
()繰延税金負債	23,806
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	46,296
()少数株主持分相当額	299
その他有価証券評価差額金	45,996

(注) 評価差額には、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額757百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	74,216
その他有価証券	74,216
()繰延税金負債	25,229
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	48,987
()少数株主持分相当額	316
その他有価証券評価差額金	48,671

(注) 評価差額には、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額817百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,604	1,220	51	51
	受取変動・支払固定	1,604	1,220	34	34
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
合計				16	16

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	金利先物 売建				
	買建				
	金利オプション 売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約 売建				
	買建				
	金利スワップ 受取固定・支払変動	1,308	1,142	40	40
	受取変動・支払固定	1,308	1,142	25	25
	受取変動・支払変動				
	金利オプション 売建				
	買建				
	その他 売建				
	買建				
	合計			14	14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引
前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	通貨スワップ	80,174	58,938	128	128
	為替予約				
	売建	26,375	18	1,015	1,015
	買建	11,774		681	681
	通貨オプション				
	売建	90,032	53,941	5,109	3,169
	買建	90,623	53,517	5,156	2,278
	その他				
	売建	507	219	48	48
	買建	421	178	71	71
合計				136	707

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	通貨スワップ	71,768	53,337	105	105
	為替予約				
	売建	45,626		144	144
	買建	11,621		153	153
	通貨オプション				
	売建	73,129	42,293	3,880	2,927
	買建	75,108	42,299	3,929	2,213
	その他				
	売建	368	162	59	59
	買建	286	122	74	74
合計				466	1,132

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	債券先物				
	売建	2,016		1	1
	買建				
	債券先物オプション				
店頭	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			1	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	預金	27,433	27,433	(注)2
合計					

(注) 1 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	預金	24,984	24,984	(注)2
合計					

(注) 1 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業経費	百万円	11百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	当行普通株式 126,200株
付与日	平成25年7月23日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成25年7月24日から平成55年7月23日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	365円

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

共通支配下の取引等

当行による連結子会社株式の追加取得

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
株式会社十六ディーシーカード	クレジットカード業
十六コンピュータサービス株式会社	コンピュータ関連業
十六信用保証株式会社	信用保証業

(2) 企業結合日

平成25年9月27日

(3) 企業結合の法的形式

子会社株式の追加取得

(4) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当行は、当行グループのガバナンス強化を目的に、連結子会社である十六リース株式会社が保有する上記の連結子会社3社の普通株式の一部を取得いたしました。この結果、各社に対する当行の議決権比率は以下のとおり上昇いたしました。

名称	取得前	取得後
株式会社十六ディーシーカード	6.40%	22.16%
十六コンピュータサービス株式会社	5.00%	19.03%
十六信用保証株式会社	3.00%	19.00%

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

当行の取得原価は普通株式の取得価額2,524百万円でありませんが、連結会社相互間の取引であり、全額を相殺消去しております。

(2) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

発生した負ののれん発生益の金額

2,454百万円

発生原因

追加取得した子会社株式の連結上の取得原価が、追加取得により減少する少数株主持分の金額を下回ったことによるものであります。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	283百万円	199百万円
時の経過による調整額	10百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	94百万円	10百万円
期末残高	199百万円	191百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社8社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。なお、当行においては、一定の範囲における営業店をもってブロックを形成し、かかるブロックを単位として、業務運営を行う体制としておりますが、各ブロックの経済的特徴等が概ね類似していることなどから、1つの事業セグメントとして集約しております。

従って、当行グループは、サービスの特性と経営管理上の組織に基づく事業内容別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務、金融等デリバティブ取引業務、附帯業務等を営み、地域の金融パートナーとして、多様な商品・サービスを提供しております。

「リース業」は、十六リース株式会社において、リース業務を営み、地域のリースに関するニーズに積極的にお応えしております。

なお、第1四半期連結会計期間において、連結子会社である十六リース株式会社と十六キャピタル株式会社は、平成25年4月1日付で十六リース株式会社を存続会社として合併しております。この結果、従来、十六リース株式会社は「リース業」に、十六キャピタル株式会社は「その他」に含めて計上しておりましたが、合併後はリース業務を中心に一体として経営の構成単位を形成していることから、「リース業」セグメントとして集約しております。また、平成25年6月28日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社十六総合研究所は、「その他」に含めております。

また、前中間連結会計期間のセグメント情報は、当中間連結会計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の取引は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	46,474	10,219	56,693	2,372	59,065		59,065
セグメント間の内部 経常収益	194	152	346	407	754	754	
計	46,668	10,371	57,040	2,779	59,819	754	59,065
セグメント利益	6,368	757	7,126	925	8,051	9	8,042
セグメント資産	5,303,020	56,638	5,359,658	35,844	5,395,503	39,616	5,355,886
その他の項目							
減価償却費	2,041	140	2,181	31	2,213	65	2,278
のれんの償却額	122		122		122		122
資金運用収益	36,057	41	36,099	287	36,387	132	36,254
資金調達費用	3,162	187	3,349	43	3,392	119	3,272
貸倒引当金繰入額 (は貸倒引当金戻入益)	156	53	103	117	221		221
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,228	257	2,486	26	2,512	42	2,555

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務、コンピュータ関連業務、信用保証業務であります。
 3 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	43,981	10,016	53,998	2,303	56,302		56,302
セグメント間の内部 経常収益	165	2,606	2,772	401	3,173	3,173	
計	44,147	12,623	56,771	2,705	59,476	3,173	56,302
セグメント利益	10,055	3,253	13,309	708	14,017	2,465	11,552
セグメント資産	5,689,448	62,456	5,751,904	37,242	5,789,147	49,615	5,739,532
その他の項目							
減価償却費	1,639	190	1,829	32	1,862	66	1,929
のれんの償却額	122		122		122		122
資金運用収益	33,956	39	33,995	232	34,227	103	34,123
資金調達費用	2,749	166	2,916	31	2,947	90	2,856
貸倒引当金繰入額(は貸倒引当金戻入益)	865	50	814	73	888		888
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	842	207	1,050	7	1,057	65	1,123

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務、コンピュータ関連業務、信用保証業務等であります。
3 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。
4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	28,796	10,304	10,211	9,753	59,065

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	26,823	10,069	9,976	9,433	56,302

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	302		302		302

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	78		78		78

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当中間期償却額	122		122		122
当中間期末残高	4,465		4,465		4,465

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当中間期償却額	122		122		122
当中間期末残高	4,220		4,220		4,220

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結損益計算書計上額
	銀行業	リース業	計				
負ののれん発生益	2,904		2,904		2,904	765	3,670

(注) 1 銀行業セグメントにおいて、当行の連結子会社である株式会社岐阜銀行(以下「岐阜銀行」という。)が、平成24年5月10日付で、同行が発行する第5種優先株式の一部を取得したことに伴い、負ののれん発生益777百万円を計上しております。

2 当行は、平成24年9月18日を合併効力発生日として岐阜銀行を吸収合併いたしました。本合併により、岐阜銀行の第5種優先株式1株について、当行の第1種優先株式0.9株を割当交付したことに伴い、銀行業セグメントにおいて、負ののれん発生益2,127百万円を計上しております。

3 負ののれん発生益の調整額765百万円は、当行が、平成24年5月28日付で、連結子会社である十六リース株式会社の普通株式を追加取得したことによるものであります。なお、この負ののれん発生益は特定の報告セグメントに係るものではないため、全社の利益(調整額)として認識しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当行が、連結子会社である十六リース株式会社が保有する連結子会社3社(株式会社十六ディーシーカード、十六コンピュータサービス株式会社、十六信用保証株式会社)の普通株式の一部を追加取得したことに伴い、当中間連結会計期間において、負ののれん発生益2,454百万円を計上しております。これは、追加取得した子会社株式の連結上の取得原価が、追加取得により減少する少数株主持分の金額を下回ったことによるものであります。なお、この負ののれん発生益は特定の報告セグメントに係るものではないため、全社の利益(調整額)として認識しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	726.46	757.28

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	313,373	322,580
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	41,874	39,588
うち優先株式	百万円	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	60	110
うち新株予約権	百万円		11
うち少数株主持分	百万円	21,814	19,467
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円	271,499	282,991
1株当たり純資産額の算定に用いられた(中間)期末の普通株式の数	千株	373,724	373,693

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	55.39	27.12
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	20,764	10,247
普通株主に帰属しない金額	百万円	60	110
うち優先配当額	百万円	60	110
普通株式に係る中間純利益	百万円	20,704	10,137
普通株式の期中平均株式数	千株	373,746	373,708
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	54.76	23.59
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	60	110
うち優先配当額	百万円	60	110
普通株式増加数	千株	5,400	60,545
うち優先株式	千株	5,400	60,532
うち新株予約権	千株		12
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		株式会社岐阜銀行 第4種優先株式 5,000千株 第5種優先株式 30,000千株 なお、上記第4種優先株式および第5種優先株式の株式数は当中間連結会計期間の期首の株式数を記載しておりません。当行と株式会社岐阜銀行との合併等により、当該優先株式の当中間連結会計期間末における発行済株式はありません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	328,162	197,331
コールローン	60,000	60,000
商品有価証券	1,230	4,170
金銭の信託	10,620	10,601
有価証券	1, 7, 13 1,470,967	1, 7, 13 1,673,540
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 3,657,358	2, 3, 4, 5, 6, 8 3,662,255
外国為替	6 5,711	6 5,985
その他資産	22,050	19,524
その他の資産	7 22,050	1, 7 19,524
有形固定資産	9, 10 61,810	9, 10 61,230
無形固定資産	10,371	9,534
繰延税金資産	2,241	-
支払承諾見返	22,309	22,963
貸倒引当金	39,190	37,714
資産の部合計	5,613,643	5,689,422
負債の部		
預金	7 5,014,975	7 5,054,860
譲渡性預金	142,560	127,212
コールマネー	-	13,254
債券貸借取引受入担保金	7 48,915	7 68,422
借入金	7, 11 43,810	7, 11 34,510
外国為替	379	1,421
社債	12 10,000	12 10,000
その他負債	22,275	39,344
未払法人税等	429	731
リース債務	262	239
資産除去債務	199	191
その他の負債	21,384	38,181
賞与引当金	1,574	1,579
役員賞与引当金	29	-
退職給付引当金	9,902	9,682
役員退職慰労引当金	427	-
睡眠預金払戻損失引当金	301	217
偶発損失引当金	1,081	1,125
繰延税金負債	-	660
再評価に係る繰延税金負債	9 8,691	9 8,682
支払承諾	22,309	22,963
負債の部合計	5,327,234	5,393,937

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	36,839	36,839
資本剰余金	47,815	47,815
資本準備金	27,817	47,815
その他資本剰余金	19,998	0
利益剰余金	143,782	150,236
利益準備金	20,154	20,154
その他利益剰余金	123,627	130,081
優先株式消却積立金	-	20,000
別途積立金	99,700	99,700
繰越利益剰余金	23,927	10,381
自己株式	1,515	1,527
株主資本合計	226,921	233,364
⁹ 其他有価証券評価差額金	45,868	48,507
⁹ 土地再評価差額金	13,618	13,601
評価・換算差額等合計	59,486	62,109
新株予約権	-	11
純資産の部合計	286,408	295,485
負債及び純資産の部合計	5,613,643	5,689,422

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	41,361	44,147
資金運用収益	32,323	33,956
(うち貸出金利息)	25,220	26,063
(うち有価証券利息配当金)	6,997	7,725
役務取引等収益	5,351	6,068
その他業務収益	1,143	1,252
その他経常収益	¹ 2,542	¹ 2,870
経常費用	34,394	34,105
資金調達費用	2,824	2,749
(うち預金利息)	2,316	2,319
役務取引等費用	2,346	2,695
その他業務費用	1,383	740
営業経費	² 26,192	² 26,711
その他経常費用	1,646	1,208
経常利益	6,967	10,042
特別利益	³ 4,292	91
特別損失	407	159
税引前中間純利益	10,852	9,973
法人税、住民税及び事業税	419	669
法人税等調整額	11,208	1,499
法人税等合計	10,788	2,168
中間純利益	21,641	7,805

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	36,839	36,839
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	36,839	36,839
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	27,817	27,817
当中間期変動額		
剰余金から準備金への振替	-	19,998
当中間期変動額合計	-	19,998
当中間期末残高	27,817	47,815
その他資本剰余金		
当期首残高	-	19,998
当中間期変動額		
合併による増加	20,000	-
剰余金から準備金への振替	-	19,998
自己株式の処分	1	0
当中間期変動額合計	19,998	19,997
当中間期末残高	19,998	0
資本剰余金合計		
当期首残高	27,817	47,815
当中間期変動額		
合併による増加	20,000	-
剰余金から準備金への振替	-	-
自己株式の処分	1	0
当中間期変動額合計	19,998	0
当中間期末残高	47,815	47,815
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	20,154	20,154
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	20,154	20,154
その他利益剰余金		
優先株式消却積立金		
当期首残高	-	-
当中間期変動額		
優先株式消却積立金の積立	-	20,000
当中間期変動額合計	-	20,000
当中間期末残高	-	20,000
別途積立金		
当期首残高	93,700	99,700
当中間期変動額		
別途積立金の積立	6,000	-
当中間期変動額合計	6,000	-

当中間期末残高

99,700

99,700

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	8,705	23,927
当中間期変動額		
優先株式消却積立金の積立	-	20,000
別途積立金の積立	6,000	-
剰余金の配当	1,325	1,368
中間純利益	21,641	7,805
土地再評価差額金の取崩	113	16
当中間期変動額合計	14,429	13,545
当中間期末残高	23,134	10,381
利益剰余金合計		
当期首残高	122,560	143,782
当中間期変動額		
優先株式消却積立金の積立	-	-
別途積立金の積立	-	-
剰余金の配当	1,325	1,368
中間純利益	21,641	7,805
土地再評価差額金の取崩	113	16
当中間期変動額合計	20,429	6,454
当中間期末残高	142,989	150,236
自己株式		
当期首残高	184	1,515
当中間期変動額		
合併による増加	1,324	-
自己株式の取得	4	12
自己株式の処分	3	0
当中間期変動額合計	1,325	12
当中間期末残高	1,509	1,527
株主資本合計		
当期首残高	187,031	226,921
当中間期変動額		
合併による増加	18,675	-
剰余金の配当	1,325	1,368
中間純利益	21,641	7,805
自己株式の取得	4	12
自己株式の処分	2	0
土地再評価差額金の取崩	113	16
当中間期変動額合計	39,102	6,442
当中間期末残高	226,134	233,364
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	24,017	45,868
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,010	2,639
当中間期変動額合計	2,010	2,639
当中間期末残高	22,007	48,507

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
土地再評価差額金		
当期首残高	13,732	13,618
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	113	16
当中間期変動額合計	113	16
当中間期末残高	13,618	13,601
評価・換算差額等合計		
当期首残高	37,750	59,486
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,124	2,622
当中間期変動額合計	2,124	2,622
当中間期末残高	35,626	62,109
新株予約権		
当期首残高	-	-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	11
当中間期変動額合計	-	11
当中間期末残高	-	11
純資産合計		
当期首残高	224,782	286,408
当中間期変動額		
合併による増加	18,675	-
剰余金の配当	1,325	1,368
中間純利益	21,641	7,805
自己株式の取得	4	12
自己株式の処分	2	0
土地再評価差額金の取崩	113	16
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,124	2,634
当中間期変動額合計	36,978	9,076
当中間期末残高	261,760	295,485

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：15年～50年
その他：4年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
また、破綻懸念先で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8 ヘッジ会計の方法

預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

当行は、平成25年6月27日開催の第238期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分362百万円については「その他の負債」に含めて表示しております。

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	2,086百万円	4,661百万円
出資金	840百万円	891百万円

2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	2,999百万円	2,872百万円
延滞債権額	129,946百万円	123,188百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	1,039百万円	745百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	12,094百万円	11,998百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	146,079百万円	138,804百万円

なお、上記 2 から 5 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	34,407百万円	27,490百万円

7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	138,951百万円	156,718百万円
その他の資産	76百万円	80百万円
計	139,028百万円	156,799百万円

担保資産に対応する債務

預金	112,101百万円	92,304百万円
債券貸借取引 受入担保金	48,915百万円	68,422百万円
借入金	14,810百万円	13,510百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物・オプション取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	81,884百万円	68,443百万円
その他の資産	7百万円	7百万円

また、その他の資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	2,027百万円	2,004百万円

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	1,285,325百万円	1,267,795百万円
うち原契約期間が 1年以内のもの (又は任意の時期に 無条件で取消可能 なもの)	1,275,036百万円	1,254,967百万円

上記融資未実行残高のうち総合口座取引に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
うち総合口座取引 に係る融資未実行残高	752,265百万円	740,351百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

- 10 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	58,805百万円	57,822百万円

- 11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	29,000百万円	21,000百万円

- 12 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

- 13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	41,413百万円	37,195百万円

(中間損益計算書関係)

- 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株式等売却益	935百万円	1,532百万円

- 2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	972百万円	863百万円
無形固定資産	944百万円	776百万円

- 3 特別利益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
抱合せ株式消滅差益	2,163百万円	百万円
負ののれん発生益	2,127百万円	百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	397	5,111	8	5,500	(注) 1、2
第1種優先株式					
合計	397	5,111	8	5,500	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加5,111千株は、株式会社岐阜銀行との合併による増加5,092千株、単元未満株式の買取りによる増加18千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、単元未満株式の買増請求に伴い処分したことによる減少であります。

当中間会計期間(自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	5,516	32	1	5,547	(注) 1、2
第1種優先株式					
合計	5,516	32	1	5,547	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加32千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増請求に伴い処分したことによる減少であります。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

支店建物であります。

リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針)」中、「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	224	176	48
合計	224	176	48

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間(平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	207	175	32
合計	207	175	32

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	30	29
1年超	17	3
合計	48	32

(注) 未経過リース料中間会計期間末(年度末)残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末(年度末)残高が有形固定資産の中間会計期間末(年度末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
支払リース料	2	15
減価償却費相当額	2	15

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	193	191
1年超	1,988	1,892
合計	2,182	2,084

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式及び出資金	2,926	5,547

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(企業結合等関係)

「1 中間連結財務諸表」の「(企業結合等関係)」における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	122百万円	199百万円
合併による増加額(注)	159百万円	百万円
時の経過による調整額	3百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	85百万円	10百万円
期末残高	199百万円	191百万円

(注) 前事業年度において、株式会社岐阜銀行と合併したことによる影響であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	57.02	20.59
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	21,641	7,805
普通株主に帰属しない金額	百万円	60	110
うち優先配当額	百万円	60	110
普通株式に係る中間純利益	百万円	21,581	7,695
普通株式の期中平均株式数	千株	378,477	373,708
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	56.37	17.97
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	60	110
うち優先配当額	百万円	60	110
普通株式増加数	千株	5,400	60,545
うち優先株式	千株	5,400	60,532
うち新株予約権	千株		12
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成25年11月14日開催の取締役会において、第239期の中間配当につき次のとおり決議しました。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 中間配当による配当金の総額 | 1,417百万円 |
| (2) 1株当たりの金額 | |
| 普通株式 | 3円50銭 |
| 第1種優先株式 | 5円50銭 |
| (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成25年12月10日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

株式会社十六銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	野	敦	生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社十六銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十六銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

株式会社十六銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	野	敦	生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社十六銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第239期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十六銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。